

2018年5月

南西諸島固有 両生類・爬虫類のペット取引

若尾 慶子

要旨

- 南西諸島固有種・亜種 67 種の 55% にあたる 37 種が国内または海外市場においてペット取引の対象とされていた。
- 37 種のうち、絶滅危惧種 I A 類 (CR) のイヘヤトカゲモドキとクメトカゲモドキを含む 16 種が絶滅危機種 (CR/EN/VU)。また、15 種は、国または地方自治体による法律・条例で捕獲・取引が規制されていた。
- 国内市場において市町村条例で保護されている南西諸島固有の両生類・爬虫類の野生捕獲個体が合法か違法かわからない状態で取引されていた。
- 海外市場において、トカゲモドキ属が計 117 頭とカナヘビ属計 66 頭が取引されていた。
- 違法取引を防止し、国外における取引状況を監視するためにも、国内法で保護されている南西諸島固有のトカゲモドキ属とミヤコカナヘビについては、直ちにワシントン条約の附属書Ⅲに掲載すべきである。
- 海外における取引が活発ながら、国内法での取引規制がされていないサキシマカナヘビおよびオオカナヘビについては、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定し保護した上で、ワシントン条約の附属書への掲載を検討すべきである。
- 市町村条例による保護には限界があり、国内でペット取引の対象として多く流通している絶滅危機種に対しては、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定し保護すべきである。
- 生息地での違法／過剰捕獲を防ぐため、観光事業者や市民団体による普及啓発や監視等地域社会の関与を増やす取り組みが必要である。



©Yuya Watari

ミヤコカナヘビは、種の保存法で捕獲・取引が禁止されている国内希少野生動植物種であるが、国際取引は規制されていない。

導入

背景

世界自然遺産候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島を含む南西諸島 (図 1) には、多くの固有な野生の動植物が生息する (WWF ジャパン 2009)。特に、両生類・爬虫類には、固有種が多いことが知られている (沖縄県 2005)。2017 年末に更新された IUCN (国際自然保護連合) のレッドリストは、今回新たに評価対象となった日本固有爬虫類 46 種のうち、その三分之一が、生息地の減少・劣化、外来種による捕食やペット目的の捕獲の影響を受け、絶滅のおそれが高い状態であることを示した (IUCN 2017)。こうした種の一部であり、国内で捕獲や取引が禁止されている両生類のイボイモリ *Echinotriton andersoni* や爬虫類のキシノウエトカゲ *Plestiodon kishinouyei*、クロイトカゲモドキ *Goniurosaurus kuroiwa* がペット目的に国際取引の対象となっていることは報告されているが (WWF ジャパン 2016; 沖縄タイムス 2016; Kanari & Xu 2012)、規制対象でない他の多くの種や国内での状況を総合的に調査したものはない。本調査では、南西諸島固有の両生類・爬虫類のペット取引の現状を把握するため、67 種・亜種の国内の実店舗およびオンライン市場ならびに欧米のオンライン市場において市場調査を実施した。また、実際の捕獲や取引に関する情報を得るため南西諸島の奄美大島、徳之島、沖縄島および石垣島の地元関係者へのヒアリングも実施し、保全上の課題を評価した。

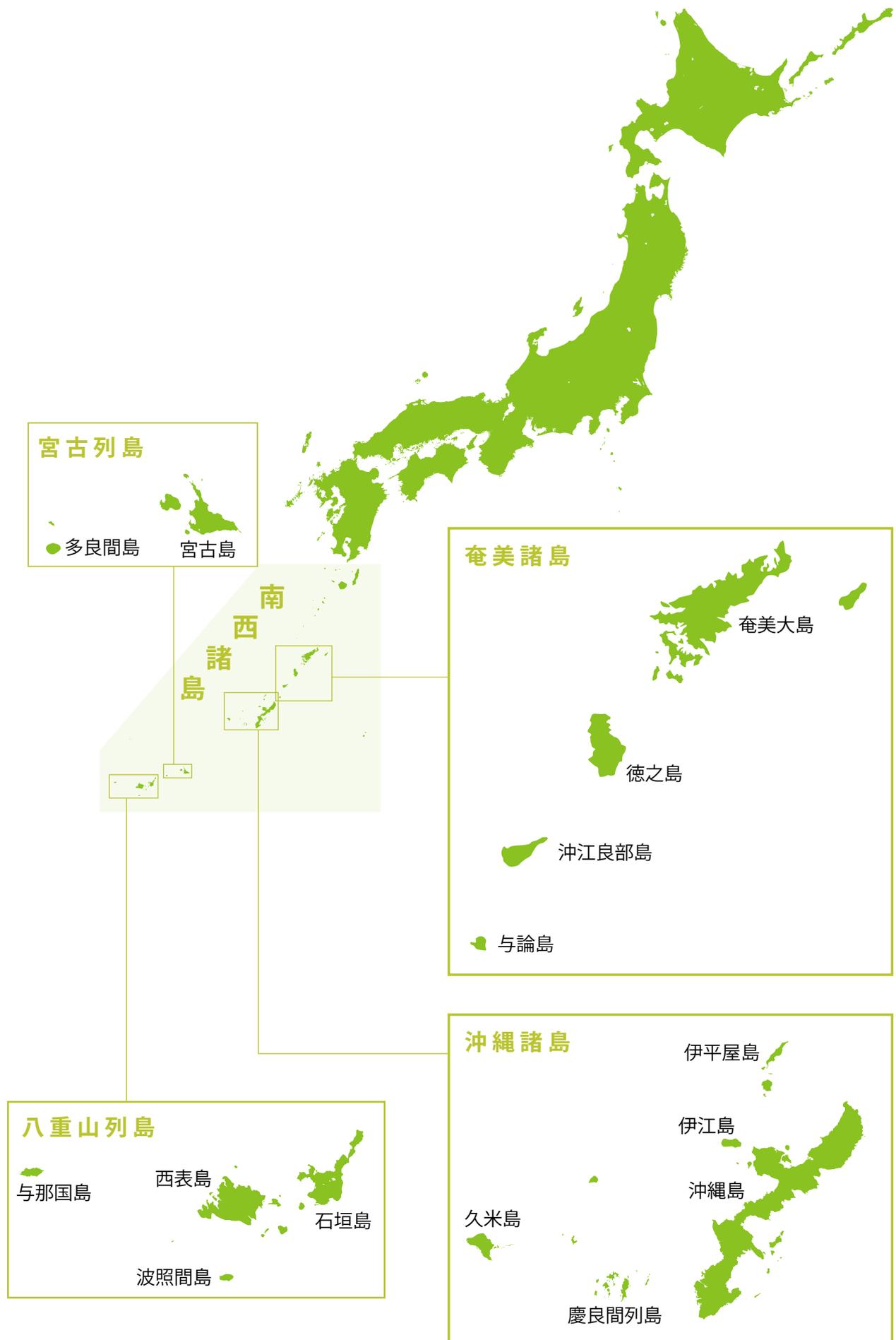


図1. 南西諸島の島々 日本列島の島嶼部で鹿児島県と沖縄県に属する

注：記載の地理的名称、および表記はいかなる国・領土・地域・当局の法律の現状、もしくは境界国境の設定に関するトラフィックまたはその支援機関の意見を反映するものではありません。

南西諸島固有の両生類・爬虫類

日本列島南西部に位置し、独特の生態系を育む南西諸島には、固有の両生類・爬虫類が数多く生息する。本調査では、現在確認されている71固有種・亜種（日本爬虫両棲類学会「日本産爬虫両生類標準和名リスト」太田英利, *in litt.*, 2018年5月7日）の9割にあたる67種・亜種（両生類17種2亜種、および爬虫類33種15亜種）を対象とした（別表）。67種（亜種を含む、以下同様）¹のうち35種、52%は環境省レッドリスト（2017）で絶滅危機種（絶滅危惧ⅠA類（CR）、絶滅危惧ⅠB類（EN）および絶滅危惧Ⅱ類（VU））に分類される。また、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリスト（2017）では環境省レッドリストに比べ、未評価種も多く、絶滅危機種に該当するのは24種、36%である。それでも、IUCNのレッドリストで評価されている世界の両生類の約32%、爬虫類の約20%が絶滅危機種とされていることを考慮すると、南西諸島に生息する固有種には絶滅のおそれの高い種の占める割合が非常に多いことがわかる。なお、本報告書では、環境省レッドリストの分類に基づいて分析をおこなった。

特に絶滅のおそれが高い絶滅危惧ⅠA類（CR）には、トカゲ3種とヘビ1種が掲載されている。沖縄県の伊平屋島にのみ生息するトカゲモドキ属のイヘヤトカゲモドキ *Goniurosaurus toyamai* と久米島固有種のクメトカゲモドキ *Goniurosaurus yamashinae*、カナヘビ属で宮古島、伊良部島と来間島の3島のみに生息するミヤコカナヘビ *Takydromus toyamai* および久米島に分布する日本唯一の淡水棲のサワヘビ属であるキクザトサワヘビ *Opisthotropis kikuzatoi* である。

捕獲・取引規制

ワシントン条約

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」²は、取引により脅威にさらされている野生動植物の国際取引を規制している（日本は1980年に批准）。南西諸島固有の両生類・爬虫類のうち、ヤエヤマシガメ *Mauremys mutica kami* がミナマイシガメ *Mauremys mutica* の亜種として2003年2月から、ヤエヤマセマルハコガメ *Cuora flavomarginata evelynae* はアジアハコガメ属 *Cuora* spp.（セマルハコガメ属と同義）として2000年7月から、そしてリュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica* が2013年6月より附属書Ⅱに掲載されている。附属書Ⅱ掲載種は、原則、輸出国政府の許可を受ければ商取引が可能であるが、ヤエヤマセマルハコガメを含むセマルハコガメは野生捕獲個体の商業目的の輸出割当をゼロとすることが附属書に明記されている。すなわち、いずれの条約加盟国も野生のセマルハコガメを商業目的で輸出できない。リュウキュウヤマガメに関しては附属書上の個別の規定はないが、日本政府は生きた個体の商業目的の輸出割当をゼロに設定しているため、日本からペットなどとして売るために生きたリュウキュウヤマガメが輸出されることはない。また、日本政府は、ヤエヤマシガメの輸出を2015年5月以降許可していない（環境省2015）。なお、後述のとおり、ヤエヤマセマルハコガメとリュウキュウヤマガメはいずれも国の指定する天然記念物であるため、輸出割当の有無や目的に拘わらず日本からの輸出は原則行えない。

種の保存法

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」は、日本国内に生息する希少な野生動植物の捕獲、譲り渡し等を禁止する法律である。規制の対象となるのは、国内希少野生動植物種として指定されている260種（うち、1種は緊急指定種³）である（2018年2月現在）。爬虫類は8種、両生類は11種で、これらのうち、サンショウウオ科の5種を除く14種が南西諸島の固有種であり、本調査の対象である。

なお、種の保存法では、ワシントン条約の附属書Ⅰ掲載種を国際希少野生動植物種に指定し、国内取引を禁止している。

1 近縁の集団から形態的・遺伝的にある程度識別される集団を、別種とするのかそれとも同種の別亜種にとどめるのかについては、分類学の専門家の間でも必ずしも意見が一致していない。ここでは、近縁の他集団から識別可能なことを根拠に独自の種グループ名（種小名または亜種小名）が与えられ、それが安定して使用されている集団のすべてを便宜上、種と呼んでいる。

2 ワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）は、1973年に米国のワシントンにおいて採択され、1975年に発効。この条約では、対象とする野生動植物を附属書Ⅰ、ⅡおよびⅢのいずれかに掲載し、各附属書ごとの規制をおこなっている。

3 緊急指定種：種の保存法では、分類学上の新種が発見された場合など、十分な生物学的データの整備を待つうちに、乱獲等が進んでしまう可能性がある時に、必要最小限の情報をもって緊急指定種として指定し、捕獲、譲り渡し等の規制をすることができる。ケラマトカゲモドキは、2017年9月にマダラトカゲモドキとは別種（別亜種）とされ、緊急指定種に指定された（環境省2017b）。

保護条例

都道府県や市町村が希少野生動植物の保護条例を制定していることも多く、鹿児島県は、2003年から「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」により42種の動植物を希少野生動植物として指定している。うち、オビトカゲモドキ *Goniurosaurus splendens*、イボイモリ *Echinotriton andersoni* およびアマミシカワガエル *Odorrana splendia* の3種の両生類・爬虫類が南西諸島に生息する。これらの種の捕獲や違法捕獲個体の譲り渡しや所持も禁止されている。沖縄県には現在こうした希少種保護条例は制定されていないが、条例策定に向け動いているとのことである（沖縄県環境部自然保護課より聴き取り、2018年1月25日）。

鹿児島県の8つの市町村および沖縄県の3つの市町も希少種の保護条例を制定し、それぞれ指定した種の捕獲等を禁じている（TRAFFIC調べ。表1）。ただし、徳之島3町の条例においては、両生類・爬虫類は指定されていない。竹富町の条例においては、指定種に希少種と特別希少種の2つの種類があり、特別希少種に指定された種に対してのみ捕獲等規制が適用される。

表1. 希少種保護条例を策定している市町村

県	市町村	島
鹿児島県	奄美市	奄美大島
	大和市	
	宇検村	
	龍郷町	
	瀬戸内町	奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島
	徳之島町	徳之島
	伊仙町	
	天城町	
沖縄県	宮古島市	宮古島、池間島、来間島、下地島、伊良部島
	石垣市	石垣島、魚釣島
	竹富島	西表島、竹富島、小浜島、黒島、照間島、中御神島

文化財保護法

文化財保護法による天然記念物としての指定も野生動植物の現状変更や輸出を制限するものであるが、あくまで「動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）（中略）で我が国にとって学術上価値の高いもの」としての保護である。本調査の対象種のうち、ヤエヤマセマルハコガメ、リュウキュウヤマガメおよびキシノウエトカゲが国指定の天然記念物（地域を定めず指定された種）である。同様に都道府県が当該地方自治体内に生息する野生動植物を天然記念物に指定するケースもある。両生類・爬虫類においては、鹿児島県が指定する天然記念物が5種、沖縄県の指定しているのは10種である（別表）。

手法

実店舗調査

60以上の販売業者やブリーダーがブース出店する展示即売会（2018年1月、静岡県静岡市で開催）を調査員が訪問し、展示販売されている調査対象種（別表）の数と価格を記録した。表示確認または販売員への聞き取りにより野生捕獲／飼育下繁殖の別についても可能な限り情報を集めた。

オンライン広告調査

日本

サーチエンジンを用い、2017年1月～11月の期間内に掲載された調査対象種についての日本語の販売広告を「和名+販売」でキーワード検索した。確認された広告に掲載されている頭数、価格、野生捕獲／飼育下繁殖の別等を記録した。検索結果上位40件を確認し、販売広告が1件もなかった場合を無しとした。調査は、2017年12月～2018年1月に行なった。

欧州・米国

両生類・爬虫類取引の広告掲載サイト 5 つ、Facebook の愛好家グループ（グループメンバー以外には非公開）7 つにおいて、調査対象種の販売広告を学名で検索した。調査期間中、各サイトを週 2 回モニタリングし、確認された広告掲載サイト・販売者の国名、広告頭数、価格、広告掲載日等を記録した。調査は、2017 年 10 月～11 月に行なった。

ヒアリング

南西諸島に位置する奄美大島、徳之島、沖縄本島および石垣島の環境行政担当者、監視員、研究者、NPO メンバー、ペット取扱事業者、観光事業者へのヒアリングを実施し、両生類・爬虫類の捕獲や取引、地域住民の意識などについて聞き取りを行なった。

結果と考察

調査対象の 67 種の 55% にあたる 37 種（両生類 7 種、爬虫類 30 種）が国内または海外市場においてペット取引の対象とされていることが明らかになった（図 2）。種ごとの販売状況は別表に示す。

これらの取引が確認された 37 種の環境省レッドリスト掲載状況をみると、16 種が絶滅危機種（絶滅危惧 I A 類、I B 類および II 類）であることがわかった（図 3）。絶滅危惧 I A 類（CR）の 3 種は、イヘヤトカゲモドキ、クメトカゲモドキおよびミヤコカナヘビで、絶滅危惧 I B 類（EN）3 種は、オビトカゲモドキ *Goniurosaurus splendens*、マダラトカゲモドキ *Goniurosaurus orientalis* とヨナグニシュウダ *Elaphe carinata yonaguniensis* であった。絶滅危惧 II 類（VU）には、イボイモリ、イシガメ科の 3 種（ヤエヤマイシガメ、リュウキュウヤマガメおよびヤエヤマセマルハコガメ）、クロイワトカゲモドキ、バーバートカゲ *Plestiodon barbouri*、オキナワトカゲ *Plestiodon marginatus*、サキシマカナヘビ *Takydromus dorsalis*、オキナワキノボリトカゲ *Japalura polygonata polygonata* およびサキシマスジオ *Elaphe taeniura schmackeri* の爬虫類 10 種が含まれた。

また、取引の対象となっていることが明らかになった 37 種のうち、何等かの捕獲・取引規制のある種は 15 種（41%）にのぼった（表 2）。これらの中にはワシントン条約により国際取引が規制されているイシガメ科の 3 種すべて、種の保存法により捕獲および国内取引が禁止されている 14 種のうち 7 種（イボイモリ、トカゲモドキ属 5 種、ミヤコカナヘビ）、文化財保護法により国の天然記念物に指定されている 3 種のうち 2 種（リュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメ）が含まれた。また、地方自治体の条例により保護対象に指定されているものも 14 種確認された。なお、種の保存法あるいは文化財保護法の捕獲・取引（文化財保護法においては現状変更）禁止対象種は、海外市場でのみ販売が確認され、国内の販売は本調査では認められなかった。

しかし、本調査とは別に 2017 年 2 月に筆者らが実施した爬虫類を対象とした国内実店舗の市場調査において、国指定の天然記念物であるリュウキュウヤマガメ 4 体の販売が確認されたことは特筆すべきである（Wakao, *et. al.*, in prep）。

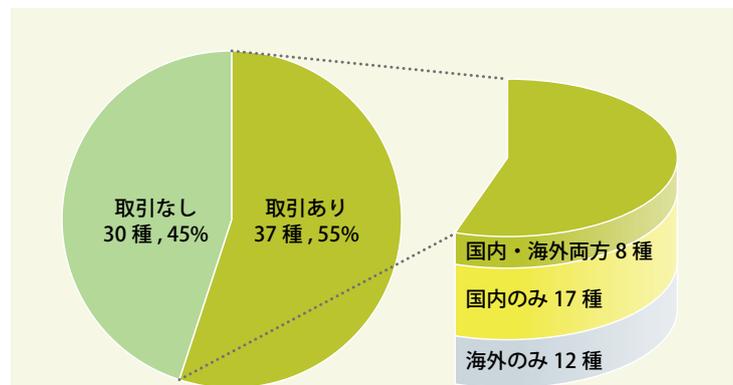


図 2. 調査対象種の取引の有無 (n=67)
国内の実店舗での販売と国内・海外のオンライン広告のいずれかまたは両方が確認された種を示す

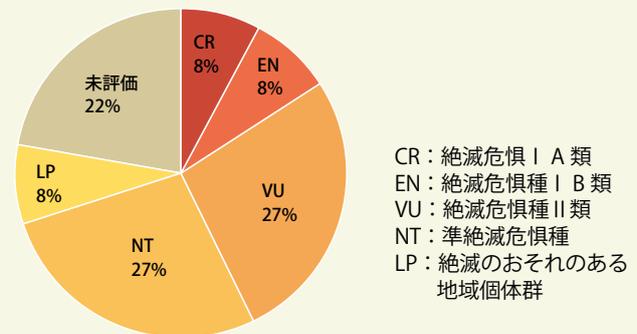


図 3. 取引の確認された 37 種の環境省レッドリスト掲載状況 (n=37)
16 種、43% が絶滅危機種（絶滅危惧 I A 類、I B 類および II 類）であった

表 2. 取引の確認された 37 種の捕獲・取引規制

和名	捕獲・取引規制	生息地※
国際取引規制：3 種		
ヤエヤマイシガメ	ワシントン条約 附属書 II (ミナミイシガメとして)	石垣島、西表島、与那国島、 沖縄島 (移入)、宮古島 (移入)
リュウキュウヤマガメ	ワシントン条約 附属書 II	沖縄島、渡嘉敷島、久米島、慶留間島 (移入)
ヤエヤマセマルハコガメ	ワシントン条約 附属書 II (セマルハコガメとして)	石垣島、西表島
国内捕獲・取引規制 (国レベル)：9 種		
イボイモリ	種の保存法種	奄美大島、徳之島、請島、沖縄島、瀬底島、 渡嘉敷島
クロイワトカゲモドキ	種の保存法種	沖縄島、古宇利島、瀬底島、屋我地島
オビトカゲモドキ	種の保存法種	徳之島
マダラトカゲモドキ	種の保存法種	伊江島、渡名喜島
イハヤトカゲモドキ	種の保存法種	伊平屋島
クメトカゲモドキ	種の保存法種	久米島
ミヤコカナヘビ	種の保存法種	宮古島、伊良部島、来間島
リュウキュウヤマガメ	文化財保護法 天然記念物	沖縄島、渡嘉敷島、久米島、慶留間島 (移入)
ヤエヤマセマルハコガメ	文化財保護法 天然記念物	石垣島、西表島
国内捕獲・取引規制 (地方自治体レベル)：14 種**		
イボイモリ	鹿児島・沖縄県天然記念物、 鹿児島県希少種	奄美大島、徳之島、請島、沖縄島、瀬底島、 渡嘉敷島
オビトカゲモドキ	鹿児島県天然記念物、 鹿児島県希少種	徳之島
クロイワトカゲモドキ	沖縄県天然記念物	沖縄島、古宇利島、瀬底島、屋我地島
マダラトカゲモドキ	沖縄県天然記念物	伊江島、渡名喜島
イハヤトカゲモドキ	沖縄県天然記念物	伊平屋島
クメトカゲモドキ	沖縄県天然記念物	久米島
ミヤコヒキガエル	宮古島市条例	宮古島、伊良部島、南・北大東島など (移入)
ミヤコカナヘビ	宮古島市条例	宮古島、伊良部島、来間島
サキシマアオヘビ	宮古島市条例	石垣島、小浜島、黒島、西表島、波照間島
サキシママダラ	宮古島市条例	八重山諸島、宮古諸島
サキシマバイカダ	宮古島市条例	石垣島、西表島、宮古島、伊良部島
ヤエヤマイシガメ	石垣市条例、 竹富町条例特別希少種	石垣島、西表島、与那国島、 沖縄島 (移入)、宮古島 (移入)
ヤエヤマセマルハコガメ	石垣市条例	石垣島、西表島
サキシマカナヘビ	石垣市条例	石垣島、西表島、黒島

※ 生息地は「野外観察のための両生類図鑑」および「野外観察のための爬虫類図鑑」による (一部改変)。ただし、マダラトカゲモドキについては、亜種とされたケラマトカゲモドキの生息地を除いた。移入先については、網羅的なものではなく、参考図書において示されているもののみを記す。

※※ 鹿児島県希少種：鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例で指定する希少野生動植物
 鹿児島県天然記念物：鹿児島県文化財保護条例で指定する天然記念物
 沖縄県天然記念物：沖縄県文化財保護条例で指定する天然記念物
 宮古島市条例：宮古島市自然環境保全条例で指定する保全種
 石垣市条例：石垣市自然環境保全条例に基づく保全種
 竹富町条例特別希少種：竹富町自然環境保護条例で指定する特別希少野生動植物

国内市場調査の結果

展示即売会の調査では14種の展示販売が確認された(表3)。特に販売頭数が多かったのはシリケンイモリで17頭の展示が確認された。他にもヤエヤマイシガメ、サキシマカナヘビ、サキシママダラ *Dinodon rufozonatum walli* がそれぞれ9頭販売されていた。特徴的なのは、野生捕獲(WC)個体が多いことであった。展示即売会で販売されていた14種71頭のうち、11種27頭がWCであるとラベルに明記または販売店員によって述べられたが、飼育下繁殖(CB)個体であると明示されていたのは2種15頭であった。

表3. 展示即売会で販売されていた種

種名	頭数	由来※	販売価格(円)
シリケンイモリ	17	CB、WC	1,000-12,000、ペア 6,500
ミヤコヒキガエル	3	WC	3,800
ヤエヤマイシガメ	9	含WC	3,000-6,200
オキナワトカゲ	2	WC	3,000-5,000
イシガキトカゲ	1	WC	4,000
アオカナヘビ	6	含WC	5,000-5,800
サキシマカナヘビ	9	CB、WC	7,800-12,000
サキシマキノボリトカゲ	4	WC	4,000-5,000
アマミタカチホヘビ	1		12,000
リュウキュウアオヘビ	3	含WC	3,500-8,000
サキシマアオヘビ	1	WC	7,000
アカマタ	6	含WC	3,000-8,000
サキシママダラ	9	含WC	4,000-30,000
サキシマバイカダ	1		15,000

※ WC: Wild-Caught (野生捕獲)、CB: Captive-Bred (飼育下繁殖)、空欄は不明を意味する
 含: 複数頭販売されていた場合に、それらの一部個体についてWCまたはCBであることを意味する

60店以上の販売事業者およびフリーダーが出店する展示即売会において、調査員が記録した種を示す。網掛けは、条例により捕獲規制されている種を示す。

国内オンライン広告調査では、対象種67種のうち、24種についての広告が確認された(表4)。展示即売会に出展していたペットショップの多くがオンライン広告を掲載していることもあり、広告が確認された種は前項と共通のものが多かったが、カエルとイモリはオンライン広告の方が種数豊富であった。理由の一つとして、爬虫類は「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」⁴で対面販売が義務付けられているのに対し、両生類は通信販売が可能であるため、カエルの繁殖シーズンなどに注文に応じて捕獲することを謳う広告が複数あったことが挙げられる。



本調査をおこなった展示即売会の様子

4 動物の愛護と動物の適切な管理を目的に制定された。ペットショップなど動物の販売、保管、貸出などを行う事業者は、第一種動物取扱業者として登録をしなければならない。

表 4. 国内サイトの広告掲載種

和名	広告頭数	由来※	価格 (円)
シリケンイモリ	6<	含 WC	600-12,800
ミヤコヒキガエル		含大東島産	450 (幼体)、6,000
サキシマヌマガエル		石垣島産	980
オキナワアオガエル	4<	WC、CB	ペア 7,800
ヤエヤマアオガエル		含 CB	2,480
ヒメアマガエル		含八重山産	1,480
ヤエマイシガメ	14<	含 CB	2,480-2,980
タカラヤモリ		CB	
オキナワヤモリ		CB	
バーバートカゲ			5,800
オキナワトカゲ			
イシガキトカゲ			3,980-4,500
ヘリグロヒメトカゲ		含奄美大島産	3,000
アオカナヘビ	2<	CB、含沖縄産	8,000
サキシマカナヘビ	2<	WC、CB	9,000-14,800
オキナワキノボリトカゲ	3<		3,800
サキシマキノボリトカゲ			5,000
サキシマスジオ			
ヨナグニシュウダ	2<	含 CB	
リュウキュウアオヘビ			6,980
サキシマアオヘビ	8		4,000
アカマタ	7<	渡嘉敷島産、沖縄本島産、久米島産、粟国島産、伊平屋島産	
サキシママダラ	2	含石垣島産	5,980-6,800
サキシマバイカダ			

※ WC: Wild-Caught (野生捕獲)、CB: Captive-Bred (飼育下繁殖)、空欄は不明を意味する
 含: 複数の広告掲載があった場合、そのうちの一部の広告に当該表記があったことを意味する

国内のオンラインサイトに広告掲載されていた種を示す。頭数、由来および価格については、明らかにされていない広告も多く、記載されていたもののみを示す。網掛けは、条例により捕獲規制されている種を示す。

国内市場における違法取引の可能性

国内の展示即売会およびオンライン広告の調査では、国内法で取引が規制されている種は記録されなかったが、条例で捕獲が禁止されている種の野生捕獲個体の販売/広告が確認された。しかし、条例による規制が生息地の一部のみには適用されない種がいるにも拘わらず、正確な捕獲地の情報がないため、捕獲が適法であったか判断できないケースが目立った。例えば、ミヤコヒキガエルは主な生息地である宮古島市で保護されており、野生捕獲 (WC) として販売されている個体の違法捕獲が疑われるが、他の島にも移入しているため、違法であるとは言い切れない。石垣島、西表島および黒島に生息するサキシマカナヘビについても、石垣島 (石垣市) では捕獲が禁止されているが、西表島および黒島が属する竹富町では捕獲は禁止されていないため、WC 個体であっても違法捕獲の断定が難しい。一方で、サキシマカナヘビの幼体を展示即売会で販売していたある事業者は、その個体は石垣市内の自宅の庭にやってくる野生の個体を捕まえて繁殖させたものであると答えた。これは、明らかに条例違反である。

さらに、表示事項の不足に加え、不正確な記載も見受けられ、合法性/違法性の確認をさらに困難にしていた。例えば、前述の条例に違反しサキシマカナヘビの幼体を野生から捕獲し販売していた事業者は、そのラベルに「石垣島産 CB」と記載しており、表示事項のみでは合法と読み取れた。動物愛護法の細則で、生

体販売時の表示事項⁵に関する規定があるが、すべての事項を記載している事業者は皆無と言える状態であった。また、販売店のスタッフへ爬虫類の来歴を質問した際に捕獲地や捕獲時期を答えられないなど、各個体の由来および条例レベルでの保護に対して事業者の認識・関心が低いことが推測された。

南西諸島に位置する奄美大島、徳之島、沖縄本島および石垣島の環境行政担当者、監視員、研究者、NPOメンバー、ペット取扱事業者、観光事業者等へのヒアリングでは、両生類・爬虫類の違法捕獲が横行しているとの見解は示されなかったが、植物や昆虫の違法採取についてはヒアリング対象者に広く認識されていた。石垣島在住の自然保護活動家は、トリコ（販売用に採取／捕獲する人物）の中には植物や昆虫に限らず両生類・爬虫類などを捕っている者もいる、昆虫関係でトリコも兼ねた業者が石垣島内に複数常駐していると言った（渡辺賢一, pers comm., 2018年2月9日）。同様に沖縄本島の地域住民の中にもトリコがいるという情報も得られた（大谷勉, pers comm., 2017年10月22日）。久米島や伊平屋島の地元民宿が客の為にトカゲモドキを捕獲していたこともあったという（太田, pers comm., 2018年3月5日）。また、事業者が生息地域住民からのキノボリトカゲの買い上げを行なった結果、1990年代に個体数が大幅に減少したという事例の報告もされている（太田, in litt., 2017年9月9日）。ヒアリングの結果、爬虫類・両性類の違法／過剰捕獲は一部の専門家には知られているが、現時点では大きな問題として捉えられていない状況にあると考えられる。

ペット目的の捕獲や売買以外にも、祖父母から孫への土産など島間での営利目的ではないペットとしてのヤエヤマセマルハコガメの移動が行われている可能性、両生類・爬虫類のロードキルに無頓着である地元ツアーガイドへの懸念、住民がイボイモリを縁起が悪いとして殺してしまった事例など、固有両生類・爬虫類の保全に対する地域住民の関心の薄さを示唆する情報も得られた（大谷、藤根誠道、池村茂, pers comm., 2017年10月）。

欧州・米国オンライン市場調査の結果

欧米のサイトにおいては、20種の広告を確認した（2017年に掲載されたものに限る）（表4）。これら以外に、タカラヤモリ *Gekko shibatai* とハブ *Protobothrops flavoviridis* について、それぞれ2013年と2015年掲載の広告が記録された。欧州と米国で広告数を比較すると欧州の方が多く、特にドイツ及びチェコ共和国からの広告が多く記録された。欧米オンラインサイトの調査については、調査者が別途、詳細を報告する予定である（Janssen & Shephard, in prep）。



©Taku Sakoda

リュウキュウヤマガメは、1975年から国の天然記念物に指定されているが、海外では取引が継続している



オスのアオカナヘビ *Takydromus smaragdinus* 1頭を50EURで販売するというFacebook上の広告

- 5 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）第6条（中略）
- 二 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。
- イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
 - ハ 性別の判定結果
 - ニ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - ホ 生産地等
 - ヘ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

©TRAFFIC

表 5. 欧米サイトの広告掲載種

和名	広告頭数	由来※	価格**
シリケンイモリ	5		
イボイモリ	4		
ミヤコヒキガエル	7	含 CB	EUR 25 (3,350 円)
オキナワアオガエル		含 CB	EUR 40 (5,360 円)
ヤエヤマシガメ	13	含 CB	EUR 35 (4,690 円)、3 頭 USD 1,000 (115,000 円)、 5 頭 USD 750 (86,250 円)
リュウキュウヤマガメ	7	含 CB	
ヤエヤマセマルハコガメ	1	CB	
クロイワトカゲモドキ	18	含 CB	USD 150 (17,250 円)、ペア USD 400 (46,000 円)
オビトカゲモドキ	11	含 CB	EUR 60 (8,040 円)、USD 200 (23,000 円)、 ペア USD 450 (51,750 円)
マダラトカゲモドキ	24	含 CB	EUR 70 (9,380 円)、 EUR 150– USD 250 (20,100 ~ 28,750 円)、 ペア USD 550 (63,250 円)、3 頭 EUR 350 (46,900 円)
イヘヤトカゲモドキ	10	含 CB	
クメトカゲモドキ	54	含 CB	USD 150 (17,250 円)、USD 200 (23,000 円)、 ペア USD 275 (31,625 円)、ペア USD 700 (80,500 円)、 3 頭 EUR 220 (29,480 円)
アオカナヘビ	47	含 CB	EUR 40 (5,360 円)、EUR 100 (13,400 円)、 ペア EUR 80– USD 265 (10,720 ~ 30,475 円)
ミヤコカナヘビ	7	CB	USD 225 (25,875 円)
サキシマカナヘビ	12	含 CB	EUR 350 (46,900 円)、ペア USD 400 (46,000 円)、 3 頭 EUR 180 (24,120 円)、5 頭 USD 875 (100,625 円)
ヨナグニシュウダ	5	CB	ペア USD 2,500 (287,500 円)
アカマタ			
トカラハブ	4	CB	
サキシマハブ	2		ペア EUR 350 (46,900 円)
ヒメハブ	5	CB	

※ CB : Captive-Bred (飼育下繁殖)、空欄は不明を意味する

含 : 複数の広告掲載があった場合、そのうちの一部の広告に当該表記があったことを意味する

※※ 1USD=115 円、1EUR=134 円として換算

欧州・米国のオンライン広告掲載サイトおよび Facebook の愛好家グループで販売広告が掲載していた種を示す。

頭数、由来および価格については、明らかにされていない広告もあり、記載されていたもののみを示す。

網掛けは、ワシントン条約、日本国内法、生息地の条例により捕獲・取引規制されている種を示す。

欧米のオンライン市場の特徴として、種の保存法や文化財保護法で保護されている種が活発に取引されていることおよび飼育下繁殖個体として広告されているもの多かったことが挙げられる。

保護されている希少種の海外市場での取引

広告頭数が特に多かったのは、ヤエヤマシガメ、トカゲモドキ属 5 種 (クロイワトカゲモドキ、マダラトカゲモドキ、オビトカゲモドキ、イヘヤトカゲモドキ、クメトカゲモドキ)、サキシマカナヘビおよびアオカナヘビであった。このうち国際取引が規制されているのはヤエヤマシガメのみで、国内法ではトカゲモドキ属 5 種が国内希少野生動物種に指定されている。また、頭数は多くはなかったが、他にも、種の保存法および文化財保護法によって、国レベルで保護されているイボイモリ、リュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメおよびミヤコカナヘビの販売広告が確認されたことは重視すべきである。このうち、リュウキュウヤマガメとヤエヤマセマルハコガメは、ヤエヤマシガメとともにワシントン条約附属書 II に掲載されている。本調査で海外での販売広告が確認された 20 種のうち、国際取引が規制されているのは、これらイシガメ科の 3 種のみである。



©Taku Sakoda

種の保存法と沖縄県の文化財保護条例で捕獲が禁止されているクロイトカゲモドキ

国内法により保護されている9種のうち、三分の二がワシントン条約附属書への掲載がないまま海外で活発に取引されている状況は懸念すべきである。附属書掲載種でないトカゲモドキ属やミヤコカナヘビなどは、絶滅のおそれが高かろうとなく、ひとたび日本から違法に持ち出されてしまえば、輸入国においては通常の生体の通関／検疫以上の規制はなく、多くの国々で合法的に取引が可能となる。すなわち、現在海外で取引されている国内法・条例の保護対象種は、その個体または親が日本から違法に持ち出された可能性がある。ただし、多くが近年になって生息状況の評価がなされ、保護対象となったため（一部は、1970年代から捕獲等が禁止されている）、規制される以前に合法的に輸出された個体が累代飼育されていたことも考えられ、一概に合法か違法かを判断できない点が問題を複雑にしている。一方で、関係者へのヒアリングでも海外への持ち出しに関する情報が得られた。沖縄本島のペット取扱事業者の元には、中国語を話す外国人がリュウキュウヤマガメを購入したいと訪れ、販売を断ったところ他の事業者を紹介するよう強く迫られたという。また、中国本土や台湾から野生個体の捕獲の為にマニアが来日していると語った（大谷, pers comm., 2017年10月22日）。2015年にイボイモリが違法に捕獲され、ベルギーに輸出された事件もあり（沖縄タイムス 2016）、空港等での水際監視の甘さを疑問視する声は複数聞かれた。

こうした状況を考慮すると、絶滅のおそれが特に高く、国内で保護されていながら本調査でも海外で活発な取引の存在が示されたトカゲモドキ属とミヤコカナヘビについては、早急にワシントン条約附属書Ⅲに掲載し、国際取引を監視することが必要である。絶滅危惧ⅠA類のイハヤトカゲモドキ、クメトカゲモドキおよびミヤコカナヘビは附属書Ⅱへ掲載することも検討すべきである。残るカナヘビ属2種、すなわちサキシマカナヘビとアオカナヘビ、そしてイボイモリについても掲載が望ましい。

海外市場における繁殖個体の流通

もう一つの特徴である飼育下繁殖個体の多さは、人気の高い種がいずれも輸出禁止されている為、繁殖が熱心に行われていることやそれらの繁殖が比較的容易であることが理由であると推測される。本調査では、国内実店舗調査の結果と対照的に野生捕獲を謳った広告は海外のサイトでは記録されなかった。しかし、シリケンイモリやクロイトカゲモドキなどで野生捕獲個体の取引が過去に報告されているほか（WWF ジャパン 2016; Kanari & Xu 2012）、英国のペットショップへの電話照会に対し、夏季であればキシノウエトカゲの野生捕獲個体の販売が可能と語った例（WWF ジャパン 2016）や研究者からもロシアやフランスでの

オンライン広告の情報が寄せられている（太田, pers comm., 2017年10月25日）。本調査は欧米のオンライン市場を対象にスポットで行なったものであるため、野生捕獲個体の取引の有無を知るためにはより広範囲の調査が必要である。

例えば飼育下繁殖個体が中心の取引であったとしても、保全上の課題はある。需要の高い野生生物において、繁殖と取引がすべて適切に行われれば、野生に生息する個体への捕獲圧の緩和に貢献し得る（Tensen 2016）。しかし、すべての種で商業規模の飼育下繁殖を行なうことは、技術的にも経済的にも現実的ではない。特に希少性の高い両生類・爬虫類や野生捕獲個体を好む愛好者の存在が違法な／過剰な野生個体の違法捕獲を促している（Jordi & Serene 2017）。さらに、飼育下繁殖が技術的に確立していない場合や繁殖より野生の個体を捕獲する方が経済効率が良い場合は、野生捕獲個体を飼育下で繁殖したものと偽装して取引することも珍しくない（Nijman & Shepherd 2016）。

例えば、日本でも人気の高い南アフリカ共和国固有種のオオヨロイトカゲ *Smaug giganteus* は、野生からの捕獲が禁止されているため、ペット市場では、すべて飼育下繁殖個体として販売されている。しかし、商業規模のブリーダーは存在しておらず、実際は取引されているほとんどすべてが野生捕獲個体であると言われている（Loehr, et al., 2016）。

こうした現状から、飼育下繁殖が、ペット取引の対象となっている野生の両生類・爬虫類の保全に有効であるとは言い難い。ペット飼育や繁殖を域外保全であると正当化するブリーダーや愛好者がいるが、厳格な管理をしていない飼育下繁殖では自然状態では交配し得ない個体群や亜種が交雑する。そのような個体を野生に戻すことは遺伝子汚染に他ならず、野生生物の保全にはまったく貢献しない。本調査の対象種のような島嶼部に生息する固有種は特に脆弱性が高く、飼育下繁殖の為の親個体の捕獲や繁殖個体の遺棄・放逸による遺伝子汚染が個体群に与える影響が大きいことを忘れてはならない。

世界自然遺産登録のために

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、日本で5番目の国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界自然遺産の候補地となっている。世界自然遺産として登録されるためには、UNESCOの定める登録基準⁶を満たす必要がある。日本政府は、奄美大島等が「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である」ことを普遍的価値の基準を満たす根拠の一つとして申請をしている（環境省 2016）。しかし、UNESCOの諮問機関であるIUCNが、生態系の持続可能性に懸念があり、地域の見直しが必要などとして、記載延期（deferral）を求める勧告を行ったため、確実視されていた2018年6月～7月開催の第42回世界遺産委員会での登録は難しくなった（NHK 2018; 環境省 2018）。さらに、本調査で明らかになった南西諸島固有種が国内外で活発に取引され、一部は合法性も疑われるという状況は、改善されるべきである。世界遺産登録地の45%でワシントン条約附属書掲載種の違法捕獲・採取が行われているという報告もあることから（WWF 2017）、この課題は既にUNESCOやIUCNにも認識されているものであり、それが今回のIUCN勧告のひとつ「絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的影響及び気候変動による影響に焦点を当てた、総合的モニタリングシステムを完成し、採択すること」にも反映されていると言える。引き続き奄美大島等を世界遺産リストへ掲載することを望むのであれば、対象地域の見直しとともに、固有種の捕獲・取引規制の整備と施行が確実に起こされるシステム作りがなされなければならない。行政、執行機関、企業、市民団体が連携して世界的にも貴重な固有種を守る努力をすることが世界自然遺産登録を目指すものの義務である。

6 「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている下記の登録基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、真実性（オーセンティシティ）や完全性（インテグリティ）の条件を満たし、締約国の国内法によって、適切な保護管理体制がとられていることが必要である。

(i) ~ (vi) 文化遺産の基準であるため省略

(vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

(viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

(ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
(x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

日本ユネスコ協会連盟ウェブサイト (<http://www.unesco.or.jp/isan/decides/>) より（一部改変）。

結論

南西諸島にしか生息していない希少な両生類・爬虫類が、国内外でペットとして活発に取引されていることが明らかになった。この中には合法性に疑いのあるものもあり、希少種保護のためのルールは、不十分でありかつ適正に機能していない。国内法で保護されている希少種が海外で公然と取引されている現状は、違法捕獲および違法輸出の防止と国際取引規制のいずれも成し得ていないことを意味する。

国内のペット市場では、野生捕獲個体の割合が高く、条例で保護されている可能性のある種も含まれていた。現地での捕獲が違法または過剰ではないか、捕獲地／繁殖地はどこであるか、どのような取引ルートを経たかというトレーサビリティが確保されない取引がなされており、条例の穴・執行力の低さと事業者の法令不遵守が大きな課題である。

捕獲と取引の監視および違法合法の見分けができないことは、海外／国内市場共通の課題であり、直ちに改善されるべきである。今後、国を挙げての観光促進によって、いっそうの人とモノの移動の増加が予想されるなか、生息地域での固有種保全への興味の低さも懸念材料である。こうした課題は両生類・爬虫類ペット特有のものではなく、他の固有植物や固有昆虫にも共通するものである。消費者である市民や生息地の住民に対する普及啓発とともに、世界の“ここにしかない野生生物”を守るための抜本的な意識と制度の改革が必要と言える。

提言

脆弱性の高い島嶼部にのみ生息する固有種を保全するために、トラフィックは以下を提言する。

日本政府

- ・日本政府は、国内法で保護されていないながら活発に国際取引が行われている南西諸島固有のトカゲモドキ属とミヤコカナヘビのワシントン条約附属書Ⅲ掲載を速やかに提案すべきである。
- ・税関は、違法な持ち出しが行われないよう、輸送業界とも協力し、空港、港湾、外郵出張所等での監視を強化する。透視検査だけでなく、野生生物探知犬や他国税関と連携した情報システムの活用など検討すべきである。
- ・海外において活発に取引されているながら、国内法での取引規制されていないサキシマカナヘビおよびアオカナヘビについては、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定し保護した上で、ワシントン条約の附属書への掲載を検討すべきである。
- ・環境省は、生息地の条例で保護されていないながら、国内で取引されているサキシマカナヘビなどの種については、積極的に国内希少野生動植物種に指定し、取引規制の有効性を高めるべきである
- ・環境省は、動物愛護法の内容と施行を見直し、希少種を取扱う事業者への登録要件の強化、対面販売対象動物の拡大、表示違反への対応厳格化を検討すべきである。

ペット取扱事業者

- ・ペット業界団体および事業者は、法令遵守の徹底、違法取引の排除、トレーサビリティの確立と消費者への適正な情報提供をすべきである。

地方自治体

- ・条例による保護地区の制定や保護対象種の指定をおこなっていない生息地の地方自治体は、その必要性を検討すべきである。
- ・条例を制定済みの市町村は、地元市民団体、観光協会や警察等と連携して違法捕獲・取引の監視および識別の実施体制、違反時の対応を確立し、条例の運用を確実にこなうことが必要である。
- ・複数の市町村にまたがって生息する種を条例で保護対象種として指定している市町村は、当該種が生息する他の市町村に情報提供するとともに、より上位での指定が適当である場合、都道府県や国へ要望すべきである。

地元の関係者

- ・観光業界は、オリンピック・パラリンピック開催、世界自然遺産登録により人やモノの移動が増加することを想定し、直接・間接に違法捕獲に荷担することのないよう情報共有や利用客の啓発に努めるべきである
- ・地域の教育機関や市民団体は、野生生物の生息状況や密猟・違法採取の問題の普及啓発および条例の周知に積極的に取り組むことが期待される。

謝辞

本調査は、WWF-USの資金的支援により実施しました。いつも惜しめない協力をしてくれる TRAFFIC ジャパンオフィスの北出智美氏、白石広美氏、西野亮子氏に感謝します。ボランティアとして、オンライン調査やデータチェックをサポートしてくれた成瀬唯氏と石黒真美氏に心からお礼を申し上げます。Dr. Chris Shepherd と Mr. Jordi Janssen の企画段階からの確かな専門的アドバイスと欧米サイトのオンライン調査の実施がなければ本調査は形になりませんでした。兵庫県立大学の太田英利教授には、本調査実施のきっかけを与えていただいたことと常に専門家としての知見を提供いただいたことに深謝します。南西諸島での活動をサポートしてくれた WWF ジャパンの権田雅之氏、様々な局面で助言をしてくれた TRAFFIC 東アジア地域オフィスの元地域ディレクター Dr. Yannick Kuehl と適切なレビューコメントをくれた TRAFFIC アジア・パシフィックのシニアディレクター Mr. James Compton にもお礼も述べます。

参考文献

- IUCN (2017). Unsustainable food systems threaten wild crop and dolphin species – IUCN Red List. <https://www.iucn.org/news/species/201712/unsustainable-food-systems-threaten-wild-crop-and-dolphin-species-%E2%80%93-iucn-red-list>. 2018年2月19日閲覧.
- Janssen, J. and Shepherd, C.R. Trade in Endangered and Critically endangered Japanese herpetofauna endemic to the Nansei Islands warrants increased protection. (unpublished observation)
- Kanari, K. and Xu, L. (2012). Trade in Japanese endemic reptiles in China: and recommendations for species conservation, TRAFFIC, Tokyo.
http://www.trafficj.org/publication/12_Trade_in_Japanese_Endemic_Reptiles_in_China.pdf.
- Loehr, V. J. T., Parusnath S. and Gilchrist, F. (2016). Bogus captive-breeding of the South African Sungazer Lizard *Smaug giganteus*. TRAFFIC Bulletin, Vol.28 No.1:10-11. TRAFFIC, Cambridge.
http://www.traffic.org/traffic-bulletin/traffic_pub_bulletin_28_1-sungazer-lizard.pdf.
- Nijman, V. and Shepherd, C. R. (2016). *Adding up the numbers: An investigation into commercial breeding of Tokay Geckos in Indonesia*. TRAFFIC, Cambridge.
http://www.traffic.org/species-reports/traffic_species_reptiles47.pdf.
- NHK News Web (2018). 鹿児島 奄美群島と沖縄「世界自然遺産」の登録は見送りへ。
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180504/k10011426811000.html>. 2018年5月6日.
- Wakao, K., Janssen, J. and Chng, S. Hot market for Cold blooded: Reptile pet market in Japan. (unpublished observation)
- WWF (2017). Halting the illegal trade of CITES species from World Heritage Sites.
https://dj8xp7a0ejkvv.cloudfront.net/downloads/wwf_international___not_for_sale.pdf.
- 沖縄県 (2005). 琉球諸島を世界自然遺産へ。沖縄県文化環境部自然保護。
http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/koen/ryukyusyoto_sizentokusei_gaiyou-7.html.
- 沖縄タイムス (2016). 密輸された天然記念物のイモリ、ベルギーから沖縄に戻る。 <http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/54358>. 2018年2月19日.
- 環境省 (2015). 亜種やエヤマシガメを含むミナミシガメの輸出に係る助言の停止について。
<http://www.env.go.jp/press/100984.html>. 2018年3月14日.
- 環境省 (2016). 平成28年12月26日中央環境審議会自然環境部会(第33回)配布資料。
https://www.env.go.jp/council/12nature/y120-33/mat02_1.pdf.
- 環境省 (2017a). 国内希少野生動植物種および緊急指定種一覧。<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>. 2018年2月21日.
- 環境省 (2017b). 種の保存法に基づく緊急指定種の指定について。
http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/koen/ryukyusyoto_sizentokusei_gaiyou-7.html.
<http://www.env.go.jp/press/104519.html>. 2018年3月14日.
- 環境省 (2018). 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産一覧表への記載推薦に関する国際自然保護連合(IUCN)の評価結果及び勧告について(第二報)。
<https://www.env.go.jp/press/105463.html>. 2018年5月4日
- WWF ジャパン (公益財団法人世界自然保護基金ジャパン) (2009). 南西諸島生物多様性評価プロジェクト報告書.
- WWF ジャパン (公益財団法人世界自然保護基金ジャパン) (2016). 環境省請負業務 平成27年度 ワシントン条約附属書改正案検討に関する調査業務報告書.

別表. 調査対象種の捕獲・取引規制と取引状況

No.	和名	学名	IUCN RL	環境省 RL	捕獲・取引規制※	販売・ 広告※※
両生綱						
有尾目イモリ科						
1	シリケンイモリ	<i>Cynops ensicauda</i>	EN	NT		○
2	イボイモリ	<i>Echinotriton andersoni</i>	EN	VU	国内希少種、鹿児島・沖縄県天然記念物、鹿児島県希少種	○
無尾目ヒキガエル科						
3	ミヤコヒキガエル	<i>Bufo gargarizans miyakonis</i>		NT	宮古島市条例	○
無尾目アマガエル科						
4	ハロウエルアマガエル	<i>Hyla hallowellii</i>	LC			
無尾目アカガエル科						
5	リュウキュウアカガエル	<i>Rana ulma</i>		NT		
6	アマミシカワガエル	<i>Odorrana splendida</i>		EN	国内希少種、鹿児島県天然記念物、鹿児島県希少種	
7	オキナワイシカワガエル	<i>Odorrana ishikawae</i>	EN	EN	国内希少種、沖縄県天然記念物	
8	アマミハナサキガエル	<i>Odorrana amamiensis</i>	EN	VU	鹿児島県天然記念物、奄美市条例	
9	ハナサキガエル	<i>Odorrana narina</i>	EN	VU		
10	コガタハナサキガエル	<i>Odorrana utsunomiyaorum</i>	EN	EN	石垣市条例、竹富町条例特別希少種	
11	オオハナサキガエル	<i>Odorrana supranarina</i>	EN	NT	竹富町条例希少種	
12	オットンガエル	<i>Babina subaspera</i>	EN	EN	国内希少種、鹿児島県天然記念物、奄美市条例	
13	ホルストガエル	<i>Babina holsti</i>	EN	EN	国内希少種、沖縄県天然記念物	
14	ナミエガエル	<i>Limnonectes namiyei</i>	EN	EN	国内希少種、沖縄県天然記念物	
15	サキシマヌマガエル	<i>Fejervarya sakishimensis</i>				○
無尾目アオガエル科						
16	オキナワアオガエル	<i>Rhacophorus viridis viridis</i>				○
17	アマミアオガエル	<i>Rhacophorus viridis amamiensis</i>				
18	ヤエヤマアオガエル	<i>Rhacophorus owstoni</i>	LC			○
無尾目ヒメアマガエル科						
19	ヒメアマガエル	<i>Microhyla okinavensis</i>	LC			○
爬虫綱						
カメ目イシガメ科						
20	ヤエヤマイシガメ	<i>Mauremys mutica kami</i>		VU	ワシントン条約附属書Ⅱ、石垣市条例、竹富町条例特別希少種	○
21	リュウキュウヤマガメ	<i>Geoemyda japonica</i>	EN	VU	ワシントン条約附属書Ⅱ、国天然記念物	○
ワシントン条約附属書Ⅱ						
22	ヤエヤマセマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata evelynae</i>		VU	ワシントン条約附属書Ⅱ、国天然記念物、石垣市条例、竹富町条例希少種	○
有鱗目トカゲ亜目ヤモリ科						
23	タカラヤモリ	<i>Gekko shibatai</i>	VU	NT		○
24	アマミヤモリ	<i>Gekko vertebralis</i>	LC			
25	オキナワヤモリ	<i>Gekko sp.</i>		NT		○
有鱗目トカゲ亜目トカゲモドキ科						
26	クロイワトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus kuroiwa</i>	VU	VU	国内希少種、沖縄県天然記念物	○

No.	和名	学名	IUCN RL	環境省 RL	捕獲・取引規制※	販売・広告※※
27	オビトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus splendens</i>	EN	EN	国内希少種、鹿児島県天然記念物、鹿児島県希少種	○
28	マダラトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus orientalis</i>	EN	EN	国内希少種、沖縄県天然記念物	○
29	ケラマトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus sengokui</i>			国内希少種、沖縄県天然記念物	
30	イヘヤトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus toyamai</i>	CR	CR	国内希少種、沖縄県天然記念物	○
31	クメトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus yamashinae</i>	CR	CR	国内希少種、沖縄県天然記念物	○
有鱗目トカゲ亜目トカゲ科						
32	バーバートカゲ	<i>Plestiodon barbouri</i>	VU	VU		○
33	オキナワトカゲ	<i>Plestiodon marginatus</i>	NT	VU		○
34	イシガキトカゲ	<i>Plestiodon stimpsonii</i>	NT	NT	竹富町条例希少種	○
35	キシノウエトカゲ	<i>Plestiodon kishinouyei</i>	VU	VU	国天然記念物、宮古市条例、石垣市条例、竹富町条例希少種	
36	ヘリグロヒメトカゲ	<i>Ateuchosaurus pellopleurus</i>	LC	LP (三島)		○
37	サキシマスベトカゲ	<i>Scincella boettgeri</i>	LC			
有鱗目トカゲ亜目カナヘビ科						
38	アオカナヘビ	<i>Takydromus smaragdinus</i>	NT	LP (沖永良部島、徳之島個体群)		○
39	ミヤコカナヘビ	<i>Takydromus toyamai</i>	EN	CR	国内希少種、宮古島市条例	○
40	サキシマカナヘビ	<i>Takydromus dorsalis</i>	EN	VU	石垣市条例、竹富町条例希少種	○
有鱗目トカゲ亜目アガマ科						
41	オキナワキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata polygonata</i>		VU		○
42	サキシマキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata ishigakiensis</i>		NT	竹富町条例希少種	○
43	ヨナグニキノボリトカゲ	<i>Japalura polygonata donan</i>		VU		
有鱗目ヘビ亜目タカチホヘビ科						
44	アマミタカチホヘビ	<i>Achalinus weneri</i>	NT	NT		○
45	ヤエヤマタカチホヘビ	<i>Achalinus formosanus chigirai</i>		VU	石垣市条例、竹富町条例希少種	
有鱗目ヘビ亜目セダカヘビ科						
46	イワサキセダカヘビ	<i>Pareas iwasakii</i>	NT	NT	竹富町条例希少種	
有鱗目ヘビ亜目ナミヘビ科						
47	サキシマスジオ	<i>Elaphe taeniura schmackeri</i>		VU	竹富町条例希少種	○
48	ヨナグニシュウダ	<i>Elaphe carinata yonaguniensis</i>		EN		○
49	ミヤコヒメヘビ	<i>Calamaria pfefferi</i>	EN	EN	宮古島市条例	
50	ミヤラヒメヘビ	<i>Calamaria pavimentata miyarai</i>		VU		
51	リュウキュウアオヘビ	<i>Cyclophiops semicarinatus</i>	LC			○
52	サキシマアオヘビ	<i>Cyclophiops herminae</i>	LC	NT	宮古島市条例、竹富町条例希少種	○
53	キクザトサウヘビ	<i>Opisthotropis kikuzatoi</i>	CR	CR	国内希少種、沖縄県天然記念物	
54	アカマタ	<i>Dinodon semicarinatum</i>	LC			○
55	サキシママダラ	<i>Dinodon rufozonatum walli</i>		LP (宮古諸島個体群)	宮古島市条例、竹富町条例希少種	○

No.	和名	学名	IUCN RL	環境省 RL	捕獲・取引規制※	販売・広告※※
56	サキシマバイカダ	<i>Lycodon ruhstrati multifasciatus</i>		NT	宮古島市条例、竹富町条例希少種	○
57	ガラスヒバア	<i>Hebius pryeri</i>	EN			
58	ミヤコヒバア	<i>Hebius concolorum</i>		EN	宮古島市条例	
59	ヤエヤマヒバア	<i>Hebius ishigakiensis</i>				
有鱗目ヘビ亜目コブラ科コブラ亜科						
60	ヒャン	<i>Sinomicrurus japonicus japonicus</i>		NT		
61	ハイ	<i>Sinomicrurus japonicus boettgeri</i>		NT		
62	クメジマハイ	<i>Sinomicrurus japonicus takarai</i>		VU		
63	イワサキワモンベニヘビ	<i>Sinomicrurus macclellandi iwasaki</i>		VU	石垣市条例、竹富町条例希少種	
有鱗目ヘビ亜目クサリヘビ科マムシ亜科						
64	トカラハブ	<i>Protobothrops tokarensis</i>		NT		○
65	ハブ	<i>Protobothrops flavoviridis</i>				
66	サキシマハブ	<i>Protobothrops elegans</i>				○
67	ヒメハブ	<i>Ovophis okinavensis</i>				○

※ ワシントン条約附属書Ⅱ：ワシントン条約の附属書Ⅱ掲載種
 国内希少種：種の保存法で指定する国内希少野生動植物種および緊急指定種
 国天然記念物：文化財保護法で指定する天然記念物
 鹿児島県希少種：鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例で指定する希少野生動植物
 県天然記念物：鹿児島県文化財保護条例または沖縄県文化財保護条例で指定する天然記念物
 奄美市条例：奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町希少野生動植物の保護に関する条例で指定する希少野生動植物
 石垣市条例：石垣市自然環境保全条例に基づく保全種
 竹富町条例希少種：竹富町自然環境保護条例で指定する希少野生動植物で捕獲等への規制はない
 竹富町条例特別希少種：竹富町自然環境保護条例で指定する特別希少野生動植物で捕獲等は禁止
 宮古島市条例：宮古島市自然環境保全条例で指定する保全種
 ※※ 国内実店舗での販売、国内サイト上のオンライン広告、欧米サイト上のオンライン広告のいずれかが確認された種に○を付した

分類・和名は、日本爬虫両棲学会の日本産爬虫両生類標準和名リスト（2015年）による。ただし、ハロウエルアマガエルを除く。
 学名は、Reptile Database による。当該データベースに掲載のなかった種・亜種については、「野外観察のための日本産両生類図鑑」および「野外観察のための日本産爬虫類図鑑」を参照した。

トラフィックは、野生生物の取引監視ネットワークとして、
 生物多様性の保全と持続可能な発展のために国際的に活動
 する世界有数の NGO です。

トラフィック・ジャパンオフィス
 〒108-0073 東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 3 階
 TEL：03-3769-1716
 E-mail：TEASjapan@traffic.org
 Website：www.trafficj.org

UK Registered Charity No. 1076722,
 Registered Limited Company No. 3785518.



is a strategic alliance of



This project was supported by WWF Japan